

資料 2 アンケート調査結果などのまとめ

【アンケート結果の概要】

1. アンケート調査の目的

障害のある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスや相談支援並びに地域生活支援事業などが計画的に提供されるよう数値目標やサービス量を見込み、これらを確保するための方策を定めた第四期帯広市障害福祉計画の策定にあたり基礎的な資料とすることを目的に調査を実施しました。

2. 調査対象及び調査方法

調査期間 : 平成26年8月8日 から 平成26年9月15日

対象者 : 市内に居住する障害のある人1,050人
(第一期からの団体、事業所423人(新規・継続分)及び無作為抽出者627人)

実施方法 : 郵送及び関係機関・事業所から配布(返信用封筒同封)

3. 調査回答結果

有効回答数 : 530件

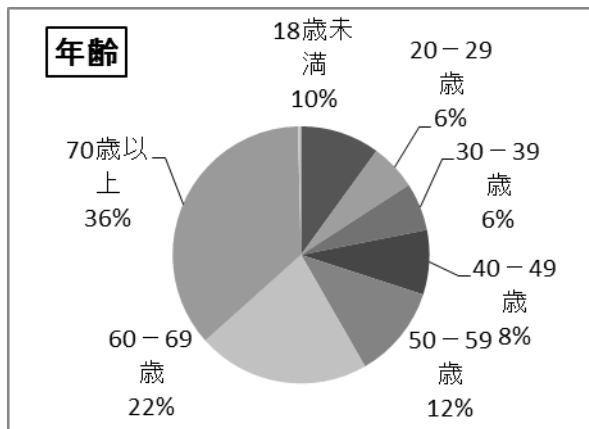
回答率 : 50.5%

1) アンケート調査

【アンケート調査の主な回答結果】

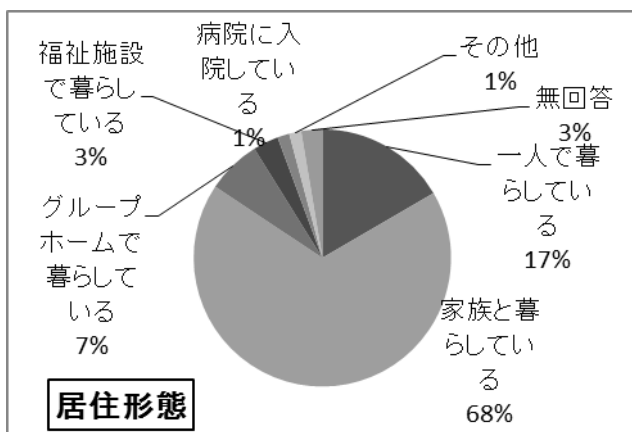
(1) 障害者の年齢

回答者の年齢は60歳代以上の方が全体の58%と高齢者の割合が高く、「身体」は70歳代、「知的」は20歳代、「精神」は40歳代の人からの回答が多いという結果でした。



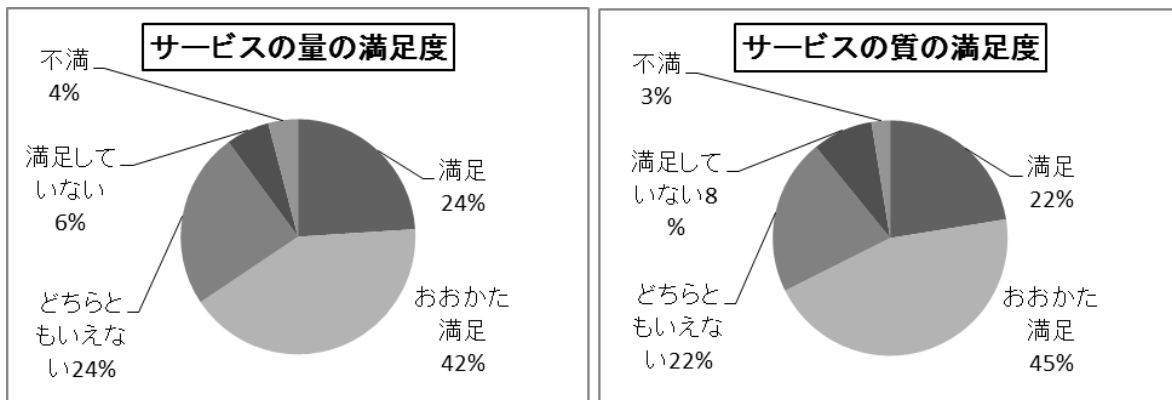
(2) 生活状況について

居住形態は家族と暮らしている人が68%、一人で暮らしている人が17%でした。「自分でできないことは誰の手助けを受けますか?」という問いに対しては、全体の70%が配偶者や親などの「家族」と答えており、家族による支援が中心となっている結果でした。



(3) 障害福祉サービスの利用について

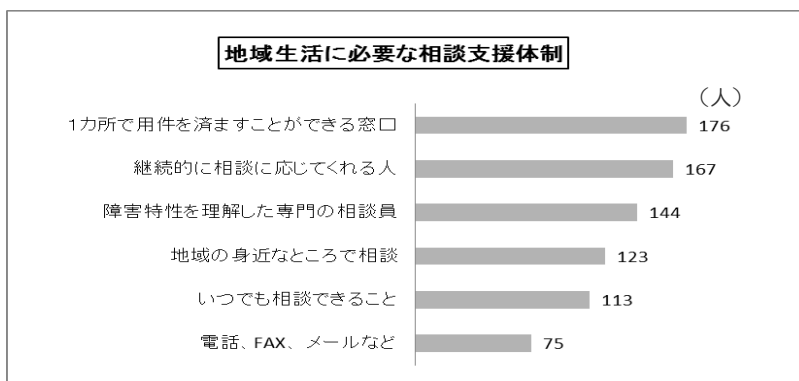
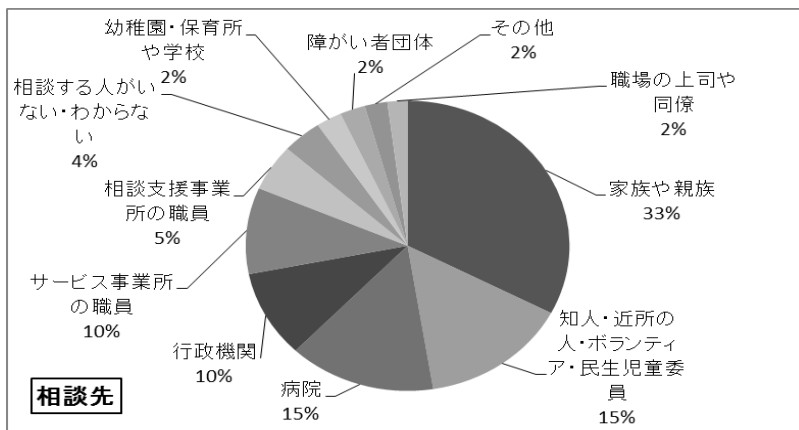
福祉サービスの利用者は、回答者の約6.3%でした。利用しているサービスから、相談支援・日常生活面の支援・就労支援が多く、児童では、療育と日中預かりサービスを利用しながら生活している人が多いことがわかりました。サービスの質・量ともに、満足と答えている人が65%以上で、概ね現状のサービスに満足している結果でした。



(4) 地域で生活する上で必要な相談支援体制

「日ごろ、困ったとき、だれに相談しますか?」という問いに対しては、「家族」という回答が一番多い結果でした。

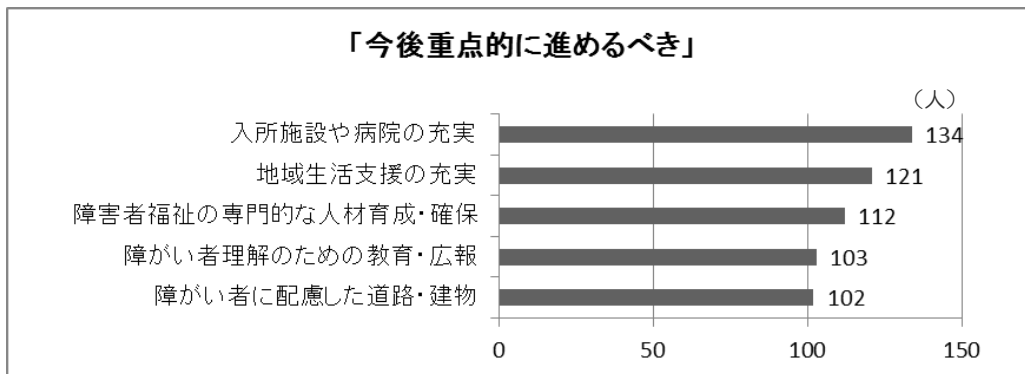
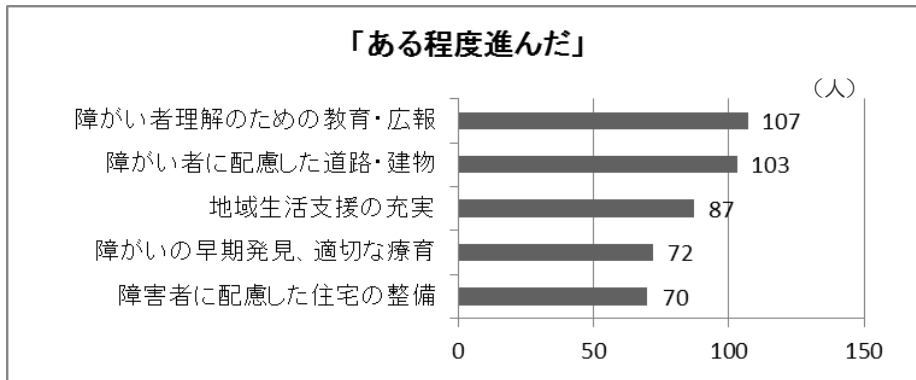
必要な相談支援体制については、「1ヶ所で要件が済ませられる窓口」「継続的に相談に応じてくれる人」「障害特性を理解した専門の相談員」の順に希望が高いという結果でした。この結果は、第三期計画と同様の結果であり「一貫して継続した専門性のある相談支援」へのニーズは継続して高いことがわかりました。



(5) 障害のある人が地域で住みやすいまちづくりについて

「障害者理解のための教育・広報」「障害者に配慮した道路・建物」の項目は、充実してきているが、今後も重点的に進めるべきとの意見が多いという結果でした。

今後重点的に進めるべき項目として一番多かったのは、「入所施設や病院の充実」でした。「身体」の人の回答が多かった項目であり高齢化に伴う課題と言えます。また、「専門的な人材育成・確保」と「相談体制の充実」を求める声も多く、上記（４）と連動する結果となりました。



2) 協議会・意見交換会

【開催概要】

○開催概要

(1) 協議会

- ・集計期間：平成24年4月～平成26年10月
- ・開催状況：地域生活支援会議 31回（延べ1,010名）
 - 精神地域生活支援会議 28回（延べ562名）
 - 個別支援会議 28回（延べ294名）
 - 精神ケアマネジメント会議 58回（延べ740名）
 - こども地域生活支援会議 7回（延べ274名）

(2) 意見交換会

- ・開催期間：平成26年10月15日・16日・17日
- ・開催方法：開催をチラシにて周知し、当日は自由参加開催期間
- ・参加者：当事者、家族、支援者など

○協議会・意見交換会で抽出された課題・ニーズ（困っていること・充実してほしいこと）

- (1) 制度・福祉サービス・社会資源・生活支援
 - ・重度障害、医療的ケアが必要な人への在宅支援
 - ・高齢化など手厚い支援が必要な人への支援
 - ・制度にのらない人への支援
 - ・余暇、交流の場
 - ・就労支援事業所の支援の質
 - ・制度がわからない、使えない
 - ・発達障害児者への支援の質 など
 - ・夜間休日、緊急時の支援体制
 - ・男性ヘルパーの数
 - ・短期入所事業所の量
 - ・親からの自立に向けてのサポート
- (2) 相談支援・権利擁護
 - ・相談窓口の周知
 - ・相談支援専門員の人材確保
 - ・ピアサポート専門員
 - ・生活相談（障害児、一般就労者、家族支援） など
 - ・総合相談窓口
 - ・夜間休日の相談体制
 - ・金銭管理の支援体制
- (3) 移動手段
 - ・移動、交通手段が不便
 - ・交通費の助成（介助者も）
 - ・通勤、通所、習い事の移動手段
 - ・移動支援事業所
 - ・交通費割引制度
 - など
- (4) 就労支援
 - ・ジョブコーチの人材確保
 - ・法定雇用率が低い
 - ・障害者雇用施策の周知 など
 - ・職場定着支援が重点課題
 - ・企業の障害者理解
- (5) 環境整備
 - ・建物、道路、福祉サービス事業所、企業のバリアフリー
 - ・電気料金の高騰（体温調整、医療器具の使用）
 - ・支援者育成のための教育費助成
 - ・障害に配慮された活動の場 など
- (6) 情報発信・普及啓発・地域連携
 - ・「ささえーる」の更新
 - ・施設の設備マップ（トイレ、段差、駐車場）
 - ・親など家族への福祉の情報提供
 - ・障害者理解の普及啓発
 - ・幼児から大人までのつながり
 - ・関係者の連携強化 など
- (7) 教育
 - ・生活経験や自己認知の教育の機会
 - ・高等学校の特別支援教育
 - ・特別支援学級の支援 など
- (8) コミュニケーション支援
 - ・手話条例
 - ・電光掲示、モニター、集団補聴システム
 - ・イベントなどに気軽に参加できる配慮 など
 - ・補聴器購入費の助成